（事務局長等の勤務の形態）

第十条　事務局長、事務局次長及び参事官並びに現地対策本部事務局長は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（本部の組織の細目）

第十一条　この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

（本部の運営）

第十二条　この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一内閣の項中「国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局」を「国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局」に改める。

内閣総理大臣　菅　直人

東日本大震災による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項の規定による報告書の提出等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百八十三号

東日本大震災による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項の規定による報告書の提出等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災による義務の不履行であって、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項の規定による報告書の提出及び同条第七項の規定による届出の義務に係るものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第四条第三項に規定する免責に係る期限は、平成二十三年九月三十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人

省　令

○厚生労働省令第七十四号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第四項の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「（平成二十四年四月一日に始まる事業年度を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条　削除

第十条第三項中「令第九条第一号」を「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（以下この項において「令」という。）第九条第一号」に改める。

第十二条中「機構の解散」を「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院規則二二―〇―二

人事院は、国家公務員倫理法に基づき、人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年六月二十四日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部を次のように改正する。

第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　東日本大震災復興構想会議の議長の官職を占める者

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○財務省告示第二百十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年五月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年六月二十四日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	二億円	百円六十五銭
〃	第九回	五億円	百円七十銭
〃	第十回	四十八億円	百円三十四銭
〃	〃	九億円	百円六十四銭